

平成 29 年度 山形県行政支出点検・行政改革推進委員会 第 2 回 会 議 会 議 録

◇ 日 時 平成 29 年 9 月 19 日（火） 13：30～15：35

◇ 会 場 県庁 1001 会議室

◇ 出席委員

委員長 高橋和

委 員 岡田新一、尾形律子、佐藤亜希子、清野洋輔、三浦新一郎、山上絵美
(欠席：三木潤一)

〈五十音順、敬称略〉

1 開 会（事務局）

ただいまより、「平成 29 年度山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」の第 2 回会議を開催いたします。

はじめに、大森総務部長より御挨拶を申し上げます。

2 挨 拶（総務部長）

委員の皆様には御多忙のところ、この委員会の第 2 回会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、次第にありますとおり、大きく 3 点について御協議いただきたいと考えております。

まず 1 つ目は、「情報公開・提供の検証、見直しについて」でございます。

県庁の情報公開あるいは情報提供の全般について、外部有識者の視点も入れて、幅広い観点から現状を検証するとともに、今後のあり方を検討するというところで、これから 1 年程かけてしっかりと検討してまいりたいと思っております。

この委員会におきましても、検討の視点等について御説明させていただいて、皆様から御意見を賜りたいと思っております。

2 点目が、「公社等の総点検について」でございます。

本日は、環境エネルギー部、健康福祉部、教育庁、警察本部の 4 つの部局が所管する 8 法人について御協議をいただくこととしております。

最後の 3 つ目が、「山形県県有財産総合管理、ファシリティマネジメントの基本方針の見直し」でございます。

平成 26 年度からの 10 年計画でありますこの基本方針について、内容の一部見直しを行っておりますので、主な改正点について御説明をさせていただきます。

委員の皆様には、本日も是非、忌憚りの無い御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

3 議 事

（高橋和委員長）

暫時議長を務めさせていただきます。

まず、議事（1）「情報公開・提供の検証、見直し」について、事務局より説明をお願いします。

(行政改革課長)

本日の資料1につきまして、御説明させていただきます。

資料1の1枚目を御覧願います。

今年3月に策定した「山形県行財政改革推進プラン」では、「県民視点に立った県政運営の推進」を3本柱の一つに掲げております。県民との対話や県政運営の透明性確保に向けた情報公開等の取組みを推進することとしております。

特に、県政の透明性を一層確保する取組みの具体化について、検討課題であると認識してきたところです。

また今年、平成9年12月に制定した情報公開条例が20年の節目を迎え、この間、個人情報保護への関心の高まり、ICTの発達など、社会情勢も大きく変化してきております。そこで、このたび、外部有識者の視点も入れ、情報公開・提供全般について、幅広い観点から現状を検証するとともに、今後のあり方を検討することいたしました。

資料の「2 検討内容」といたしましては、情報公開と文書管理、事故・事件・災害時の公表のほか、県が保有する情報の積極的な提供など、幅広いテーマを扱います。各テーマの現状について検証を行ったうえで、必要なルールの整備や運用の見直しを図ってまいりたいと考えております。

検討に当たっては、外部有識者で構成する「情報公開・提供の検証見直し第三者委員会」（通称：見える化委員会）を設置し、専門的、総合的な立場から意見や見直しの方向性等について、提言をいただくこととしております。

「3 スケジュール」ですけれども、9月議会で必要な予算を議決いただいたのち、有識者会議を立ち上げ、約1年をかけて検討を行い、制度・運用の見直しを完了させたいと考えております。

続きまして、2枚目を御覧ください。

情報公開・提供の検証、見直しにつきましては、既に県庁内で検証作業を開始しており、このたび、検証、見直しの視点として取りまとめたところです。

資料の2「検証、見直しの視点」として、県民の信頼性の向上を図るため、公表できる情報は積極的に公表を行うという基本姿勢のもと、公表にあたって基準や考え方が未整備、不明瞭な点について、より具体的な解釈、事例提示を行うことにより、県としての統一的な運用を図っていきたいと考えております。情報公開、文書管理など各テーマに応じて、今後検証を行っていくうえでの視点を記載したところです。

例えば、1点目の情報公開（公文書の開示等）につきましては、情報公開条例で定める不開示情報の基準について検証するとともに、運用上非開示となっている情報の範囲とその考え方について検証していきたいと考えております。

2点目の文書管理につきましては、メール・電子情報の普及といった状況を踏まえた文書管理の規定のあり方や適切に記録を作成し、残す観点での検証を行ってまいりたいと考えております。

3点目の歴史公文書の保存につきましては、本県の選定保存数が少ない状況にあることから、選定強化のための基準や体制の整備について検証していきたいと考えております。

以下、各々のテーマについて、ここでは11テーマを掲げておりますが、それぞれ検証を行い、その結果を踏まえ、基準等の整備・見直しを行っていくこととしております。

なお、検証・見直しに当たりましては、先ほど申し上げた第三者委員会から、意見、提言を頂戴することとなりますが、冒頭申し上げましたとおり、当該検証・見直しが「県民視点に立った県政運営の推進」として、「山形県行財政改革推進プラン」

における柱の一つともされていることから、その検討状況につきましては、こちらの委員会にも報告し、御意見をいただきたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

(高橋和委員長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明について、何か御質問等はございますか。

質問が無ければ、御意見を伺わせていただいてもよろしいでしょうか。

(三浦新一郎委員)

県政について、県民に説明する責任を果たして、県政に対する理解と信頼を深めるという趣旨のコンセプトはとても良いのではないかと思います。まずはどんな情報が開示されているのか、どのような情報を開示すべきなのかという現状把握をしっかりとやっていただきたいと思います。

そのうえで、ここに記載のとおり、積極的な情報開示の姿勢で検討するということが大事なのではないかと思います。

あと、情報公開については、ただ開示するというだけでなく、スピーディーな開示という観点も県民との信頼関係を構築するという点では重要なのではないかと思います。この点も考慮して御検討いただければと思います。

(佐藤亜希子委員)

情報公開については、県民に対して県が行っていることをきちんと示していくという点で非常に重要だと私も感じております。

質問ですが、具体的に今までで開示請求が多いのはどういう分野なのかというところを疑問に思っていて、開示請求が多い分野について積極的にPRしていくということも一つのやり方であると思います。

あと、先ほど三浦委員もおっしゃったように、スピードも大事だと思うのですが、誰でもわかりやすく公開していただくという視点も大事なのではないかと感じております。

(高橋和委員長)

今の御質問に対する答えはありますか。どの分野で開示請求が多いのですか。

(学事文書課文書法制主幹)

情報公開請求の多い分野というお問い合わせですけれども、最近では、工事設計書や積算書、あとは業者の名簿等が増えている傾向にあります。

(高橋和委員長)

ありがとうございました。

では、尾形委員、お願いします。

(尾形律子委員)

県民に向けての行政サービスという観点から、見える化委員会というものに対して非常に期待が高まると思います。

どれだけの内容を県民の皆さんが望んでいるかわかりかねますが、具体的にわかりやすく行政サービスが身近に感じられるような開示をしていただくと良いのではないかと思います。

(岡田新一委員)

情報公開は県民サービス向上の一端かと思っておりますので、例えば、行政用語など、難しい内容もあろうかと思っておりますけれども、より住民が理解できるような公開内容にしていただければということをお願いいたします。

(高橋和委員長)

本日欠席されている三木委員から事前にお預かりしている御意見があるかと思っておりますので、それを御紹介ください。

(行政改革課長)

本日欠席の三木委員から、「情報公開・提供の検証、見直し」につきまして、意見書が出されておりますので御披露申し上げます。

「県などの自治体が執行する事業は住民の意思が反映されたものでなければなりません。そのためには、当然、事業が執行されるプロセスは住民に公開されて、内容が十分に知らされている必要があります。様々な理由により、非公開が望ましいことなどが存在するわけですが、非公開は最小限にとどめ、原則的には公開するという立場でルールを作成していただきたいと思います。」という御意見を頂戴しています。

(高橋和委員長)

ありがとうございました。

「情報公開・提供の検証、見直しについて」のところでは、三木委員の御意見も踏まえて、とにかく住民にわかりやすい内容をできるだけ非公開にしないで、公開できるところは全部公開していただいて、ということと、それからもう一つは、三浦委員からもありましたように、スピーディーな公開についても非常に重要になってくるかと思っております。

あと、私の個人的な意見ですけれども、手続きの簡素化をお願いします。公開をしてもらおうと思うと、ものすごく手続きが複雑だったりするので、その辺も住民がアクセスしやすいような手続きの方法を併せて考えていただけたらと思います。

以上でよろしいでしょうか。それでは、「情報公開・提供の検証、見直しについて」の議論を終わらせたいと思います。

(高橋和委員長)

では、続きまして、議事(2)の「公社等の総点検」につきまして、今回は環境エネルギー部、健康福祉部、教育庁、警察本部が所管する8法人について検証する予定となっております。数が多いので、2部局ずつ分けて事務局から説明いただき、その後、一つひとつの法人毎に協議していきたいと思っております。

環境エネルギー部と健康福祉部が所管する5法人の協議が全て終了したら、教育庁と警察本部が所管する3法人の協議に移るといった流れになります。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(行政改革課長)

「公社等の総点検」について、御説明いたします。資料2-1の1ページを御覧ください。

「公社等」の定義ですが、資本金等のうち県の出資割合が25%以上の法人等を「公社等」として定め、この法人を対象として助言、指導、必要な見直し等を行っております。

ます。

次に、「2 公社等の総点検」について、昨年度に引き続き実施しているものではありますが、経緯を含め簡単に御説明申し上げます。

(1) 平成 17 年度に「公社等の総点検」を実施し、設立目的別にゼロベースで見直し、廃止又は存続など将来的な方向性を整理した結果、これまで 7 法人を削減し、さらに今後 2 法人について廃止予定、としてきたところです。

(2) 「行革プラン」において、この平成 17 年度の総点検で整理した方向性に沿って、毎年度「公社等見直し計画」を作成し、当第三者委員会から意見をいただきながら、運営管理の適正化に努めてまいりました。

(3) そのような取組を行ってきたところですが、前回の総点検から、10 年が経過し、諸情勢が大きく変化しております。

(4) また、政府の指針改定等を踏まえ、平成 28 年 3 月に県の「指導指針」の全面改定を行い、「公社等の経営健全化の徹底と地方創生への有効活用の『両立』」を図ることとしたところです。今回の総点検は、この新しい指針に基づき、公社のあり方をゼロベースで検証し、今後の方向性をあらためて検討するものであります。

昨年度は、県土整備部、農林水産部、商工労働観光部所管の 18 法人について総点検を実施し、それぞれの法人の今後の方向性について、決定してきたところです。

今年度は、残る 15 法人について、引き続き総点検を実施してまいります。

資料 2 ページを御覧ください。

総点検の進め方については、昨年度と同様ですが、簡単に御説明申し上げます。

公社等所管課において、「公社等見直し計画」の作成を通じ、公社等のあり方を検証し、この見直し計画を行政改革課が取りまとめ、制度所管課として再度検証を行いました。その結果について、今般、当委員会に提示・説明し、委員の皆様から御意見を伺うものでございます。

そのうえで、最終的には、「山形県行財政改革推進本部」において、県として、公社の今後の方向性を決定する流れとしております。

総点検の主なポイントといたしましては、「事業の意義」「経営健全性」「費用対効果」の 3 点で、資料 2 ページ右側にフローチャートを示しておりますが、公社等の必要性・県の関与の必要性・代替可能性、経営の健全性・県の財政的リスク、費用対効果や地方創生のための有効活用等の観点から検証を行ったうえで、今後の方向性を検討することとしております。

資料 3 ページ、公社等の総点検のスケジュールについてですが、33 法人を所管部局ごとに、順次、検証を行っております。今回は、第 4 回目ということで、右側の薄い網掛けの 8 法人について、検証をお願いするものです。

それでは、各法人の所管部から、それぞれの公社等に関する検証結果等について、これから御説明いたしますが、この総点検の結果につきましては、県の事務局として、資料 2-2 に（案）としてまとめております。こちらも御覧いただきながら、後ほど御意見をお願いしたいと思っておりますので、よろしく御願いいたします。

(高橋和委員長)

では続いて、環境エネルギー一部所管の公社について説明をお願いします。

(環境エネルギー一部次長)

はい、環境エネルギー一部次長の永澤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。まず資料の 6 ページをお開き願います。

株式会社やまがた新電力について御説明いたします。

株式会社やまがた新電力は、山形県エネルギー戦略に掲げるエネルギーの「地産地

消」の推進を通して、「産業の振興」及び「地域経済の活性化」を実現するため、県が、県内の経済団体である県商工会議所連合会、県商工会連合会、県経営者協会、県銀行協会の代表企業と「山形県新電力構想に関する覚書」を結んだうえで、代表企業の協力を得て選定した民間企業 18 社との共同出資により、「オール山形」の体制の会社として、表頭にありますとおり、代表者には県商工会議所連合会 会長に御就任いただき、平成 27 年 9 月末に設立しております。

主な事業内容としましては、平成 28 年 4 月から電力の売買事業を開始しております。平成 28 年度実績としましては、県内の再生可能エネルギー発電事業者、14 社 24 事業所から調達した電力を、県有施設を中心に 80 か所の需要家（供給先）に対して供給しております。

また、ホームページや新聞媒体等を活用しながら、再生可能エネルギーの導入推進に向けた啓発に取り組んでいるところであります。

次に、7 ページの検証結果を御覧願います。

(1) 事業の意義についてですが、同社の事業は、エネルギーの地産地消などを通じて、経済活性化と持続可能な社会の構築、ひいては「やまがた創生」に繋げていくという県の政策目的の実現に向けて、県と県内経済界が協力しながら進める公益性を備えたものであり、事業の意義は高いものと考えております。

(2) 経営健全性についてですが、事業開始初年度となる平成 28 年度の当期純利益は、需要家（供給先）の拡大に努めた結果、約 2,700 万円を確保しており、健全な経営がなされているものと考えております。

(3-1) 費用対効果についてですが、同社では専任職員を配置しておりませんが、総務部門及び電力需給調整部門などの業務を専門性の高い民間企業に委託しております。このように効率的に事業を実施しながら、電力を調達する発電事業者数を当初の 13 社 23 事業所から 14 社 24 事業所へ、需要家（供給先）を当初の 68 か所から 80 か所に 1 年間で拡大しており、十分に費用対効果がある運営を行っているものと考えております。

(3-2) 地方創生についてですが、同社は、地域を限定することなく、県内で生みだされた再生可能エネルギー由来の電力を県内全域に渡って供給する公益性の高い事業を行っている会社であり、エネルギーの「地産地消」にも繋がることで、地方創生に資する企業として今後も有効に活用できるものと考えております。

最後に、課題と対応方針でございます。電力売買事業の開始初年度となる平成 28 年度は当期純利益として約 27 百万円を確保できましたが、経営基盤の安定化が当面の課題であると認識しているところであります。

そのため、同社の強みとなっている 72.8%という供給電力に占める再生可能エネルギーを由来とした電力比率の高さを効果的に PR しながら、販売・宣伝活動を強化し、今年度は公有施設のほか民間施設を含めて、需要家（供給先）の拡大を図っていく方針であります。やまがた新電力については、以上でございます。

引き続きまして、次のページを御覧いただきたいと思います。

公益財団法人山形県生活衛生営業指導センターについて御説明いたします。

はじめに当該法人についてですが、昭和 57 年 3 月、県 40%、各生活衛生同業組合が 60%を出資し設立しており、翌月、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき「都道府県生活衛生営業指導センター」として知事の指定を受けております。

当センターの設立目的は、「本県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益擁護を図ること」となっております。

主な事業内容でございます。まず、生活衛生営業相談指導等事業につきましては、生活衛生関係営業の衛生施設の維持及び向上、経営の健全化を目的として、センターに常勤している経営指導員により、生活衛生関係業者に対して、衛生、融資、税務、労務管理等の相談指導を実施しているものです。

次に後継者育成支援事業ですが、生活衛生関係営業にインターンシップ制度を導入いたしまして、直面している後継者の課題の緩和を図るため、体験学習カリキュラム及び受け入れ体制を整備し、職場体験を実施しているものでございます。

各種研修事業ですが、生活衛生関係営業の経営の近代化、合理化を推進するため、各組合に配置している経営特別相談員に対する資質向上研修会の実施や、衛生水準の向上を推進するため、各組合が行う研修等の行動計画の作成勧奨、実施報告の評価などの支援事業を行っております。

また、クリーニング師等の資質・技能の向上を図ることを目的として、クリーニング業法で3年に1回受講義務があるクリーニング師研修等事業を実施しております。

続いて次の9ページを御覧ください。検証結果でございます。

(1) 事業の意義についてですが、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく指定を受けた唯一の法人でございますので、他に代替できない法人であるということ、また、国及び県の支援を受け、生活衛生関係営業の経営の健全化や公衆衛生の維持向上を図ることを目的としておりまして、事業の意義があると考えております。

(2) 経営健全性についてですが、借入金等もなく、今後も収支均衡が見込まれております。なお、安定した事業運営には、法に基づく国及び県の支援のほか、クリーニング師研修等の受講率を高めるなど、安定した収益事業を的確に実施していくこととしており、経営の健全性があると考えております。

(3) 費用対効果についてですが、事務局は常勤3名の人員体制ということで、効率的な事業運営を実施しており、費用対効果があるものと考えております。

なお、平成28年度の相談件数は640件で、前年を上回っており、事業者の経営改善や融資の円滑化、衛生水準の向上等に寄与していると考えております。

最後に、課題と対応方針でございますが、今後も生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を目的とした事業を実施していくために、経営基盤の強化が必要であると考えております。そのためには、収益事業であるクリーニング師研修等の受講率向上により、収益の強化・安定化を図っていく必要があると考えております。

環境エネルギー部所管の公社等の説明については以上でございます。

(高橋和委員長)

はい、ありがとうございます。続きまして、健康福祉部所管の公社等の総点検の結果について、健康福祉部より御説明をお願いします。

(健康福祉部次長)

健康福祉部次長の齋藤でございます。よろしくお願ひいたします。私の方からは健康福祉部所管分について御説明させていただきます。

10ページをお開きください。

山形県総合社会福祉基金について、御説明いたします。

事業概要でございますが、総合社会福祉基金は、民間社会福祉事業の振興について支援を行い、県民福祉の増進に寄与することを目的といたしまして、昭和56年9月に設立されております。

主な事業内容は、「地域に根ざした福祉活動や福祉施設利用者の処遇向上を図るための施設整備等に対する支援」といたしまして、福祉施設職員のスキルアップのため

の研修、高齢者や障がい者などの各種交流事業、届出保育施設のエアコン・遊具購入や地域のサロンのトイレ改修などの整備事業、語り部ボランティアの活動発表会などに対し助成を行いまして、平成28年度の助成実績といたしましては1,433万円となっております。

また、「障がい者スポーツの普及振興・強化に資する事業に対する支援」といたしましては、障がい者と健常者が参加するアーチェリー大会などを通して障がい者スポーツに関する県民の理解を促進する取組や、障がい者スポーツ指導員養成などの競技人口の拡大・競技力向上のための事業に対し、助成金を交付してございまして、平成28年度の実績は350万円となっております。

次の11ページを御覧いただきたいと思っております。検証結果でございます。

(1) 事業の意義につきましては、総合社会福祉基金は、県内における福祉の担い手育成、福祉施設の環境整備などへの助成を通して、地域福祉の振興に貢献しており、地域で福祉活動を行う団体等からの事業継続要望も多く寄せられております。また、本事業は、営利事業になり得ず、公益性の高いものであることから、県・市町村が出捐した法人による実施が最適であります。

(2) 経営健全性につきましては、平成28年度の当期純損失は、保有する有価証券の時価評価額の変動により発生したものであり、事業の収支の均衡は継続しており、事業継続性に影響を与えるものではありません。

(3) 費用対効果につきましては、総合社会福祉基金の助成事業は、公的な補助を受けることが困難な小規模な活動に光を当て、時代のニーズや福祉的な課題に対応したきめ細かな支援を行っており、地域福祉の振興に大きな役割を果たしています。また、単年度における支出額の8割以上が助成金であり、最小限の体制で効率的な運営がなされているものと考えております。

以上のような検証結果を踏まえた課題と対応方針ですが、現在の収支状況は概ね良好ですが、今後も基金の安全かつ効率的な運用を前提に、公債等の積極的な運用を図り、併せて寄付金を積極的に募るなどして、収入の確保に努め、健全な経営を維持しながら、安定した助成事業を継続していく必要があると考えております。

続きまして、公益財団法人山形県臓器移植推進機構について、御説明いたします。

初めに、事業概要です。山形県臓器移植推進機構は、平成3年に「財団法人やまがた腎バンク」として、県及び市町村等の出捐により設立され、平成24年からは公益法人として、臓器移植に関する知識の普及啓発や医療機関の体制整備など、臓器移植の推進を目的として活動を行っております。

主な事業内容・実績ですが、1つ目の「臓器移植普及啓発事業」につきましては、イベント等での臓器提供の意思表示の普及啓発や高校生や看護学生などに対する臓器移植に関する講演会などを行っております。平成28年度は9校で講演会（いのちの授業）を実施し、493名の生徒が受講しました。

2つ目の「臓器移植推進事業」につきましては、当法人に「山形県臓器移植コーディネーター」を1名配置し、普及啓発活動の他、臓器提供時における御家族への説明や関係機関との調整を行っております。先月には、本県3例目となる脳死下での臓器提供があり、同コーディネーターが対応を行ったところです。

3つ目の「臓器提供体制整備事業」につきましては、医療従事者を対象とした院内研修会の開催支援や日本移植学会等が主催する外部研修会への参加支援を行っております。平成28年度には、3つの病院で研修会を開催するとともに、看護師等3名の外部研修への参加を支援してまいりました。

次に、今回の検証結果です。

(1) 事業の意義につきましては、当法人と同様の役割を担う組織は各都道府県に

配置され、臓器移植の推進に取り組んでおりますが、全国約1万3千人の移植希望者に対し、臓器提供数は年間100件未満と、まだまだ少ない状況にありますので、更なる臓器移植の推進が必要となっております。

また、臓器移植推進法には、「国民の理解を深めるための必要な措置を講ずる」とする県の責務が定められていることから、県の積極的な関与が必要であります。

さらに、臓器移植の推進には、極めて高い専門性と公平性が求められておりますので、他の事業者による代替は困難であり、当法人による実施が最も適当であると考えております。

(2) 経営健全性につきましては、当期純損失が生じておりますが、これは保有する投資有価証券の時価評価額の変動によるもので、事業収支は均衡しており、当法人の経営に影響を及ぼすものではないと考えております。

また、県の関与状況としましては、県が行うべき業務を専門性・効率性を発揮して行うため、臓器移植コーディネーター業務として委託しております。

さらに、基本財産である利付国債の運用益、県委託料及び日本臓器移植ネットワーク助成金の予算の範囲内での運営に努めているところです。

(3) 費用対効果につきましては、当法人の事業により、臓器提供の意思表示をする方の増加及び医療従事者の臓器移植に関する専門的知識と技術の向上による医療機関の体制強化に大きく貢献していると考えております。先月の脳死下での臓器提供の際には、医療機関において円滑な対応となるよう支援してまいりました。

また、臓器移植コーディネーター1名を中心に、必要最小限の体制を敷いた上で、臓器移植の専門家等で構成される専門部会等で事業成果の検証を行いながら、効率的かつ効果的な事業実施に努めております。

最後に、課題と対応方針でございますが、平成22年の臓器移植推進法の改正により、15歳未満の臓器提供が可能になるなど、臓器移植に関する社会的要請が引き続き高いことから、医療機関との連携をより一層強化し、当法人と県が一体となりながら臓器移植及びその普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、山形県社会福祉事業団について、御説明いたします。

事業概要です。事業団は、福祉サービス利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援する事を目的として、昭和40年に設立されております。

主な事業内容としては、県から移譲された特別養護老人ホームや障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所などの自主経営施設の設置・経営と、県立社会福祉施設（救護施設）及び福祉休養ホーム等について、指定管理者として管理・運営を行っております。

次に、検証結果です。

(1) 事業の意義につきましては、事業団は、県立の社会福祉施設の受託団体として昭和40年に設立され、以後50年余りその時々々の制度やニーズを踏まえた施設の運営を担ってきました。

県は、平成15年には県立特別養護老人ホーム4施設を、そして昨年度には、県立障がい者施設6施設を事業団に経営移譲しております。個別支援を常時必要とする強度行動障害を有する障がい者のケアについては、事業者が採算ベースに乗せることが難しく、その受け皿となる施設が限られているところです。事業団ではそうした障がい者等を受け入れる社会的受け皿の機能を果たしているものと考えております。

また、昨年度移譲された障がい者施設については、平成26年に県が策定した「県立障がい者等施設の見直し方針」に沿って機能強化と施設改築を行うこととしており、同施設が適正かつ安定的に運営されるよう引き続き県が支援等を行う必要があると考

えております。

(2) 経営健全性につきましては、平成 28 年度決算において、当期純損失を計上しておりますが、これは会計処理方法を変更したことによるものであります。経常収支については、黒字基調で推移しており、内容的にも昨年度と大きな相違はないと思っております。会計処理の変更の理由としましては、社会福祉法の改正により、今年度から会計監査人を置くことが義務付けられ、昨年、その準備として行われた公認会計士による予備調査の結果、退職給付引当金や補助金の計上の方法等に指導があり、その指導に沿ったものです。

昨年は、それまで指定管理を行っていた県立障がい者支援施設を移譲したばかりであり、県といたしましては、移譲施設の運営の円滑化に向けた支援を行いながら、事業団の経営の自立性向上に向けた取組を促進し、財政的関与を段階的に縮小することとしております。事業団においても、5 年毎に中期経営計画を策定し、稼働率向上等の収入増と人件費削減や事務効率化等の支出削減の取組みも行っており、将来的な自立経営を目指しているものと考えております。

次に、(3) 費用対効果につきましては、採算性の面で、一般の社会福祉法人では困難な、強度行動障害を有する障がい者の受け入れについて、その多くを担っており、本県の障がい者福祉を推進していくうえで必要な役割を果たしております。このことは費用に見合った効果を生んでいると考えております。

また、「見直し方針」に基づいた新たな取組みとして、重症心身障がい者の短期入所受入等も計画しており、今後の更なる社会福祉サービスの向上を期待しているところです。

最後に、課題と対応方針ですが、事業団は、自ら平成 28 年 3 月に策定した中期経営計画 (H28~32 年度) の確実な実行により、県から移譲を受けた施設の機能強化と自立経営に向けた経営改革を進めていくこととしており、県といたしましては、当面そのための必要な支援を行っていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

(高橋和委員長)

ありがとうございました。協議に入る前に、三浦委員が御退出される時間が近づいておりますので、先に、三浦委員から、ただいまの御説明につきまして、御意見がありましたら伺いたいと思います。

(三浦新一郎委員)

先に申し上げますと、やまがた新電力ですが、山形県と経済界が連携した事業だと思えます。再生可能エネルギーの普及や地域での活用という点で全国的にも非常に注目された会社でありますし、重要な会社だと思えます。「自給自足する必要あるんですか」という質問もあるようですが、県民に再生可能エネルギーを活用する重要性を理解してもらって、県内での普及促進を図るという観点においても、とても重要な会社ではないかと思えます。今後の課題は資料に書いてあるとおり、供給先の拡大による安定した経営基盤の確立という点だと思えます。ぜひこの方向性で事業をしっかりとやっていただく、継続していただくことが重要ではないかと思えます。

もう一つ、山形県社会福祉事業団ですが、書いてある内容だけでは理解ができなかったのですが、県から移譲が進められてきた経緯があるということは理解しました。特に、障がい者支援施設は民間では運用がなかなか難しいのだろうということで県が運営される意義はあると思えますが、一方、特老については民間でも多数の事業体があるわけで、民間移譲をする余地はないのかなという観点で見ているのですが、御検討されているかどうかお聞きしたいと思います。ただ民間移譲すればいいというわけ

ではなくて、障がい者支援施設はコストがかかるわけですので、そちらのコストを賄うために特老部分では収益を出しているとか、そういう考え方があるのかどうか、この点をお伺いできればと思います。

(健康福祉部次長)

今お話がありましたように、経緯もありますが、事業団が運営している特別養護老人ホームというのは、昭和40年に設立された当初から事業団として県からの受託経営という形で進めてきたもので、平成15年に県から移譲をして事業団が自主経営しているところです。この施設については、県内各4圏域にそれぞれありまして、同一法人で県内全圏域に施設を持っているのはこの法人だけという状況が一つあります。また、この4施設を持つことにより、これまでも高齢者ケアに関して豊かな様々な経験を持っておりまして、特に、先ほど委員からもお話ありましたように障がい者に関して、例えば知的障がい、精神障がい等に関する知見というものをこの法人が多く持っているということもありまして、昭和60年から現在に至るまで、山形県の認知症介護実践者等の養成研修というもので、そのノウハウを民間の施設にも伝えていくという形で、県内高齢者施設の先導的な役割を担っていると考えております。そういったことも含めると、十分にこの法人そのものにつきましても、いわゆる特養も含めまして、公的な役割というものを担っているのではないかと考えております。

またもう1点、御指摘をいただきました、いわゆるプロフィットの部分とコストの話かと思っておりますが、その意味では、現段階では、個々の施設ごとの収支を見た場合、一定のレベルの利益が特養にあると認識しておりますが、まだまだその効率性という意味においては、委員に御指摘をいただいたような、コスト的に賄いきれない重度の障がい者施設のコストそのものを賄い切るまで、というところまでは現段階の収支構造ではまだ少し至っていないというところかと思えます。

(三浦新一郎委員)

はい、よくわかりました。県としての役割があるということは理解しましたが、効率的な経営という観点で、民間のノウハウを活用するという観点でも見ていただいて、より効率的な運営、そして、いま御説明いただいたような役割をしっかりと果たしていただくということで継続いただければ良いなと思えます。

(高橋和委員長)

他の公社等についてはよろしいでしょうか。

それでは、議事を戻しまして、それぞれの公社等について、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

まず、「やまがた新電力」について御意見・御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

(佐藤亜希子委員)

将来に向けて安定的なエネルギー確保の新しい形を模索していくということは、安心な県民生活にとっては必要なことであると思えますし、将来的に非常に事業意義があるものだと考えております。対応方針に需要家の拡大ということが掲げられております。単純に需要家が現在少ないということなのかと思えますが、現在、発電事業者からの電源調達量と需要家に対する電力供給のバランスがどのようになっているのかを教えていただきたいと思います。併せて、現在の需要家について県有施設がメインになっているようですが、先ほど民間施設にも拡大していきたいという説明がありましたが、拡大のターゲットとしてはどういうところを狙っていこうとされているの

か、教えていただければと思います。

(エネルギー政策推進課長)

まず、やまがた新電力が調達をする調達先と需要のバランスの点について質問をいただきました。やまがた新電力は、設立目的にもあるとおり、エネルギーの地産地消と供給基地化、災害対応力の向上を目指しておりまして、供給先の確保と合わせまして、地域におけるエネルギー源の開発促進、つまり調達先を増やすという、両面からの取組みを進めております。現在、出力ベースになります。が、調達先につきましては約3万キロワット、供給先につきましては約2万キロワットを目指しているところであります。単純にこの差が供給できる量ということではありませんが、このようなバランスになっておりまして、引き続き供給先の確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、供給先のターゲットですが、28年度末では民間の供給施設はありませんでしたが、29年8月1日現在では民間施設5か所に供給をしております。ターゲットといたしましては、電力の調達先について太陽光発電が中心となっておりますので、やはり日中の使用が多い施設を一つのターゲットとして捉えているところです。

(清野洋輔委員)

やまがた新電力について初めて知りましたし、素晴らしい事業だと思いました。

一つ質問ですが、太陽光発電を載せている住宅も増えてきました。うちもそうなのですが、例えば10年、20年後の太陽光で発電した電力の買取価格を見てみますと、下がることはあっても上がることは厳しいかなというようなシミュレーションがあります。この点に関して、発電事業者さんから見てみますと、今後10年、20年で買取価格が下がるということの影響がどのようになるのか、お聞きしたいと思います。

(エネルギー政策推進課長)

太陽光発電に係る10年、20年先の影響ということですが、確かにFIT制度におきましては、毎年買取価格の見直しが行われておりまして、制度が発足した平成24年と比較しますと、現在では10kW未満の一般家庭の価格も半分程度になっておりますし、大規模太陽光発電につきましては今年度から入札制度が導入されて、価格自体が下がっていくだろうという中で、制度が運用されているところです。買取事業者とすれば買取価格が下がることで調達しやすくなるというメリットはあります。

また、一般家庭の太陽光発電からは、まだ供給していただいていない状況ですが、買取事業者とは別の視点で申し上げれば、需要家の方は自家消費の方に回っていくかなと思っております。新たなサービスの視点からすれば、そういった自家消費に回するような一般家庭の発電量などをまとめて、ネガワットという考え方がありますが、使う電力を抑えたものを金額にして、それをやり取りするというような事業手法も徐々に出てくると思います。そういった対応についても会社として研究等をしてまいりたいと考えているところです。

(山上絵美委員)

現在の太陽光発電の買取価格というのは一般の住民の方で負担しているわけですが、やまがた新電力の場合はどうなのか、教えていただければと思います。

(エネルギー政策推進課長)

一般の方からは、再生可能エネルギー発電促進賦課金という形で負担いただいているもので、これはいわゆる国策に基いた制度でありまして、国が定めたFIT価格に

基づいて一般家庭から負担いただいた賦課金を小売事業者がいったん預からせてもらって、それを調整機関にお渡しをして、調整機関から交付金という形で小売事業者の方に交付されるものです。交付金は、最終的には買電料金の一部として発電事業者の方にお支払いをするという形になっております。

(環境エネルギー部次長)

少し補足させていただきます。資料の6ページを御覧いただきたいと思います。

やまがた新電力が山形県内で風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーを発電している事業者から電源を調達します。その時の買取代金はFIT価格で買っているわけです。それを、東北電力より若干安い値段で県有施設に売っているわけですが、この時に電力供給の代金はかさ上げされた代金では売ってなくて、通常東北電力でやっている料金を払ってございまして、そこに皆から国の制度として集めた賦課金というものを、電力量に応じて交付金が交付されます。これは、東北電力も同じやり方でやっています。ですから、やまがた新電力も東北電力も同じように賦課金制度に則った形で支払いをやっているということになります。

(高橋和委員長)

他に御意見ありますか。無ければ、本日御欠席されている三木委員から事前にお預かりしている御意見を御紹介ください。

(行政改革課長)

三木委員からは「電力を地産地消する意義について御説明をいただきたい」という御意見をいただいております。

(高橋和委員長)

今の質問について御回答をお願いします。

(エネルギー政策推進課長)

地産地消の意義について説明させていただきます。意義・メリットは2つありまして、一つは設立の理念にも掲げております、災害対応力の向上です。東日本大震災による大規模停電等の被害を受けまして、電力供給を県外に依存するのではなく、県民生活や産業活動に必要なエネルギーは県内で確保していく、そのための体制整備が必要との認識から、県内各地域に再生可能エネルギーを活用した発電所が配置されること、これはやまがた新電力等の取組みによって促進される、という点では災害時における被害リスクの分散が図られるものと考えております。

二つ目は、地域産業の活性化の観点からです。再エネ発電事業への新規参入や事業拡大が図られることで、例えばバイオマス発電事業であれば、20名程度の雇用が創出されますし、それを含めて地域の産業振興にも繋がるものと考えているところです。

(高橋和委員長)

それでは、「やまがた新電力」について、説明のあったとおり、「継続」ということでよろしいでしょうか。

それでは、「やまがた新電力」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

続きまして、「山形県生活衛生営業指導センター」について、協議を行います。これについて御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

(山上絵美委員)

やはり手広く事業を行っているということで、類似事業団体との統合というのは難しいのかなと思うところです。業務効率化を図っていきたいということであれば、この資料に職員の方々の意見は反映されているのかどうか、感想でしかないのですが。

(食品安全衛生課長)

職員からの意見ということですが、指導センターは山形市小姓町にあります。指導員が2名、事務職員1名の3名体制で実施をしております。相談の内容も経営、融資に関するものが最も多いということがあります。また、県内一円巡回指導ということで回っておりまして、センターに直接来ていただいている相談件数は258件、巡回指導は382件、合計640件の相談件数となっています。職員からは、やはり一番は融資、ということで、開店資金あるいは改築資金、運転資金について、日本政策金融公庫から特別低利の融資に関する相談が多いということを知っております。

(佐藤亜希子委員)

団体自体が法律に基づき設立されているので、事業自体には意義があるものと思いますが、対応方針の中に、クリーニング師研修の受講率を向上させて収益強化とありますが、県内のクリーニング師という職業の方がどれくらいいるのか、どのくらいの方が受けているのか、伸びしろがあるのかということが疑問です。

また、後継者育成ということでインターンシップをされていますが、インターンシップ事業を通して最終的に地元に着地していただくということが着地点だと思いますので、そのような働きかけにも力を入れていくと良いのではないかと思います。

(食品安全衛生課長)

クリーニング師という資格を持った方は、県内に1,099人おります。またクリーニング業務従事者の方は1,943名おります。クリーニング師は県の試験を受けていただくこととなりますが、3年に1度研修を受けなくてはいけない、従事者の方は3年に1度講習会を受けなくてはならないことになっております。過去3年間の受講率をみますと、受講率は2割に留まっているという状況で、非常に低い受講率となっています。3年に1度の受講義務があるということですので、例えば、クリーニング師は保健所への届出をすることになっておりますので、保健所からの研修参加勧奨、組合とも一緒に連携しながら、受講率向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

インターンシップの地元定着については、後継者育成事業の一環ということで夏休み前にセンターの経営指導員が回りまして、夏休みの3日間ほどを使ったホテルや旅館、理容業、美容業のインターンシップについて周知に努めております。その中で夏休みでの体験をしていただいて、生活衛生関係営業をより身近なものとして考えていただきたいということでやっております。地元定着ということですが、このインターンシップに年30人ほど参加いただいております。学校を回った際、前の年に参加された生徒さんが美容師学校に入ったなど、話を伺っております。地道ではありますが、こういった取組みを今後とも続けていきたいと考えております。

(佐藤亜希子委員)

やはりどうしても検証ということになると、収益とか収入確保に目が行きがちなのですが、地道にやっていく、人を増やしていく、定着させていく、受講者を増やしていくということも、課題と対応方針に自信を持って書いていただいても良いと思います。

(清野洋輔委員)

私もインターンシップについては関心を持っておりまして、本当に田舎に行けば行くほど、後継ぎ不足が深刻な状況だと思います。実際、私も親が自営業で、私で四代目くらいになるのですが、同級生でも親が商売をしていて、それを継ぐかというとなかなかそうではないのが現状です。知り合いの理容師さんがよく話をするのですが、本当に理容師になる人がいない、このままだと理容業が無くなってしまふんだと話されていて、隣で美容業もやっているのですが、毎年3人ほど、専門学校を卒業した方が住み込みで修行として働いて、彼らの地元に戻っていくという状況を聞くと、その辺りにも補助といいますか、それを促すような、その子たちが地元の方々と仲良くなっていくことで将来の交流人口の増加にも繋がっていくのかなという気もしていますので、インターンシップ事業に関しては力を入れて頑張っていたいただきたいなと思います。

(高橋和委員長)

皆さんの方からは、意義があるのでぜひ続けてほしいという意見でしょうか。規模は小さいですが、法律に基づき設立されていますし、他に代替できないし、経営の健全性もある。何よりもインターンシップ事業をしっかりやってほしいという希望もありますので、生活衛生営業指導センターについては、委員会として事務局案の方向性で妥当とすることでよろしいでしょうか。

それでは「山形県生活衛生営業指導センター」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

続きまして、健康福祉部所管の公社等に移ります。

「山形県総合社会福祉基金」について、御発言をお願いいたします。

(佐藤亜希子委員)

対応方針で民間からの寄付を積極的に募るということが書かれてあるのですが、現時点ではどういう形で民間からの寄付を受けているのか、どういう形でPRされているのか教えていただけますでしょうか。

(地域福祉推進課長)

毎年度、民間企業から継続的に寄付をいただいております、ここしばらく100万円ずつ寄付をいただいているところです。また、個人の県民の方からもぜひ社会福祉に役立ててほしいということで、この基金に寄付をいただいております、格別寄付を、ということで具体的にはお願いしてはいたしません、実績など活動を広報するための機関誌を出しております、その中で活動をお知らせする中で、それを見て「こちらで役立ててもらいたい」と寄付をいただいていることはあります。

(高橋和委員長)

他によろしいでしょうか。当期純損失が出ておりますが、保有有価証券の時価評価の変動ということなので、直接の負債ではないということですので、総合社会福祉基金については、妥当ということによろしいでしょうか。

それでは、「山形県総合社会福祉基金」については「妥当」とします。

(高橋和委員長)

続きまして、「山形県臓器移植推進機構」について協議を行います。これについて

はいかがでしょうか。

必要ということで、特に御意見がなければ、臓器移植推進機構については、委員会として事務局案の方向性で妥当とすることよろしいでしょうか。

それでは、「山形県臓器移植推進機構」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

続きまして、「山形県社会福祉事業団」について協議を行います。

(岡田新一委員)

事業については、非常に大きな意義があると思います。先ほど説明をいただいた中で少し気になったのが、経営の健全性のところです。財政的関与を段階的に縮小というところがございますが、これはどの程度、施設なり、場合によって人件費なりに影響するのかどうか。もし人件費や雇用問題等々に発展するのであれば、きちんと丁寧な対応が必要かなと思います。中身を詳しくお聞きしていないのでわかりませんが、現段階でどのような考えがあるのか、もしあれば教えてください。

(障がい福祉課指導調整・難病対策主幹)

社会福祉事業団に対する障がい者支援施設6施設を移譲した際、「見直し方針」ということで、県社会福祉協議会を始め、障がい者福祉団体の代表をメンバーとした「県立障がい者福祉施設あり方検討会」というものを組織し、その中の検討を経て移譲を進めてきたところです。その中で検討したことについては、老朽化が進んでいる4施設については移譲が既に済んでいますので、基本的に事業団において早急に改築するということになっていますが、これにつきましては、県も今まで、指定管理料での積立金等を認めてこなかったという経緯を踏まえ、相応の支援をするということになっています。積立不足についても、相当の期間をとりまして、徐々に不足を減らしていくように、自立経営に向けてソフトランディングできるように、ということに十分配慮をして支援をしていくこととしております。

(佐藤亜希子委員)

最初の三浦委員の意見と少し似ているのですが、検証結果の事業の意義と費用対効果に、障がい者施設の部分しか表現されていないような印象を受けました。資料は、もちろん検証結果の抜粋だとは思いますが、特別養護老人ホーム4施設の意義や費用対効果の現状についてももう少し説明をお願いしたいと思います。先ほどの説明の中では、認知症予防に対する指導など、ある程度公的な役割を担われているということでしたが、総合社会福祉基金の事業でも福祉施設職員の資質向上研修をされているということで、こちらでもそれが担えるのかなという気もします。いずれにしても、特に高齢者施設については民間企業や社会福祉法人の運営が増えてきているという印象を持っていますので、この部分については、特に自立に向けた段階的な縮小ということが必要なのではないかと思います。

(障がい福祉課指導調整・難病対策主幹)

社会福祉事業団は、段階を踏んで、全体として徐々に民営化の方に進んでいるところです。平成15年に県立の特養4施設を移譲し、少し時間がかかりましたが、昨年度障がい者施設について協議がようやく整って移譲することができたという段階です。

また、平成33年度になりますが、救護施設について、今は指定管理ですので、移譲に向けて検討を行うという状態にあります。従って、特養だけではなく、県立施設全体を大きな流れで見たときに、段階的に民営化の方向に進めている状況です。特養に

については移譲が済んで時間も経ちましたが、今は障がい者施設を移譲したばかりですので、そちらが円滑に安定的に自立運営ができるように、また4年後に検討される救護施設についてもこれから考えなければなりませんので、特養の民営化という検討までは至っていないということです。今、御指摘いただいた点を踏まえ、今後さらに全体を検討する中で一つの視点として考えていきたいと思っております。

(健康福祉部次長)

少し補足をさせていただきます。いわゆる特養について、三浦委員、佐藤委員からお話をいただきまして、民間の社会福祉法人が介護制度の仕組みの中において自立した経営をされているということは重々承知をしているところです。先ほど三浦委員からは、そういう意味で特養は自立できるのだから、コストになってしまうであろう障がい者施設に対して、特養の経営を上手にやって一定の利益が出れば、それで全体として賄うことができるのではないかという御示唆をいただいたと思います。

また、障がい者施設の1つの課題として、高齢化の問題があります。特に事業団が持っております障がい者施設については、いわゆる強度行動障害、重複障害ですとか、非常に重い障がいをお持ちの方が多く、当然のことながらこういう方々も高齢化してきております。そうした際は、障がい者施設だけでは、同時に高齢化された方を上手くケアするノウハウについては難しいところがありまして、事業団の特養については県内4地域にあり、障がい者施設から特養に移って来られる方について、同じ法人内ですので非常にスムーズに移させていただいています。これが別法人の場合どうなのかという御指摘もあろうかと思いますが、そういう点も考慮しますと、まずは現在移譲した施設、今後移譲を予定している施設の円滑な移譲を踏まえ、今後どんどん高齢化していく中で、障がい者施設、高齢者施設というもののありようを考えていかなければならないと思っております。

(佐藤亜希子委員)

よくわかりました。ありがとうございます。

(尾形律子委員)

徐々に民間への移譲を進めていくという説明の中で、今のお話で良くわかったのですが、私の個人事になりますが、自宅のところの土地を高齢の障がい者のグループホームのために貸しているのですが、色々現状をお聞きすると、なかなか町内のご近所の理解が得られない、中には、建物の中で大きな声を出される方もいらっしゃるということで、そういう施設を運営していくには、民間の社会福祉法人ではなかなか難しい、ということ伺っています。

また、関連して、すぐに入居させたい高齢の障がい者の方がいるけれども、受け入れ先が見つからないという相談を受けることもあります。そういう観点から、そういう入居先がないという方たちの状況を踏まえると、民間に移譲を進めていくという話とは真逆になりますが、むしろ事業団で施設を作っていただいて、受け入れ先を作っただけでないかという感想を持ったところです。

(高橋和委員長)

他に御意見はよろしいでしょうか。これは難しい問題で、両方の意見、経営効率の観点もありますが、暮らしていくための十分な資源がない人たちの受け皿としての役割ということが事業団として特養を持っているという意味もあるのかなと思います。

検証結果としては、移行段階ということも踏まえ、事業継続するということについて妥当としてよろしいでしょうか。

それでは、「山形県社会福祉事業団」については、「妥当」とします。

(高橋和委員長)

環境エネルギー部、健康福祉部所管の公社等については以上といたします。

次に教育庁、警察本部所管の公社等に移りますが、席の入替え等のために休憩を取りたいと思います。

● 2分休憩（席の入替え）

(高橋和委員長)

それでは再開いたします。

事務局より、教育庁所管の公社等について、説明をお願いいたします。

(教育次長)

公益財団法人山形県埋蔵文化財センターについて、御説明いたします。

資料 16 ページからになります。初めに、事業概要でございます。埋蔵文化財センターは、文化財保護法により地方自治体が行うこととされている遺跡等埋蔵文化財の発掘調査について、県の業務の受け皿として平成5年に設立された法人です。

主な事業は2つです。1つ目は「県内遺跡等埋蔵文化財の調査研究」です。様々な開発事業との調整により現状保存出来ない遺跡の記録保存調査として、昨年度は、東北中央自動車道、一般国道、一般県道及び都市計画道路等の開発・改良に関連して11遺跡に係る発掘調査、発掘調査後の記録や出土品の整理などを受託実施しました。

事業の2つ目は、「県民の文化財に関する保護意識の普及啓発及び出土文化財の活用」です。普及・啓発として、昨年度は、埋蔵文化財センターを公開して行なった夏休み子どもミュージアム、考古学講座等に約360名、発掘調査現場での遺跡見学、発掘作業体験等には約400名、県教育委員会との共催による発掘調査速報会では120名と、いずれも多くの方に参加いただきました。

また、出土文化財の活用では、考古学研究者の資料調査の受入れや県内外の展示会等への協力として、多くの施設団体個人に出土品等関係資料貸出しを行っております。その他にも、各種講座の講師として職員が出向しているところです。

次に、検証結果でございます。

(1) 事業の意義については、文化財保護法において県が実施しなければならない発掘調査等について、より専門的かつ効率的に実施するための業務の受け皿として設立された法人として、県民生活向上のための各種開発事業と文化財保護の調和を図るため必要な法人です。また、これら業務の実施可能な県内唯一の法人であり、代替不可能なものです。

(2) 経営健全性については、発掘調査は全て国・県等からの委託であり、事業費は不足なく確保され概ね収支は均衡がとれていますが、財務状況としては累積損失を抱えています。この累積損失は、平成25年度に会計の見直しを行った際、退職給付引当金の算定方法を変更したことにより発生したものです。その解消に向け、早急な対応策の検討が必要となっております。県の財政的な関与状況としては、発掘調査が必要となった場合には、委託契約に基づき必要な委託料を支出しております。

(3) 費用対効果については、地域開発で現状保存できない遺跡の発掘調査・記録保存によって、地域開発による県民生活の向上と文化財保護の調和を図っております。また、発掘調査では、より効率的な発掘調査を実施することにより、経費節減を図っているところですが、さらに、考古学講座等、発掘調査の実施成果を活用した文化財に関する県民向け普及啓蒙が図られ、参加者数にその効果が表れております。

最後に、課題と対応方針でございます。財務上の課題である累積損失につきましては、その要因が退職給付引当金の算定方法変更にあります。早急な対応が必要であるとして、現在、公認会計士など外部専門家の助言等を踏まえながら、法人の規模や財務等運営体制を考慮した算定方法を再検討しているところです。

具体的には、現在採用している定年退職を見越した引当金算定方法と、自己都合による期末退職に係る引当金算定方法それぞれの一長一短を比較検討しています。

現在の算定方法では、算定引当金額と積立確保している引当資産額との差額が、累積損失の直接要因となっているため、その要因を解決しない限り累積損失が解消されることはありません。

また、期末自己都合退職による算定方法を採用すると、積立額が定年退職に係る算定方法の8割程度のため、個々の職員に係る定年退職年を見据えて、不足額分の確保について検討する必要がありますが、累積損失の方は速やかに解消されるということになります。

いずれにしましても、国等事業委託者と協議のうえ年度内に決定できるよう、更に検討を進めてまいります。

また、受託事業量に応じた適切な人員配置を行うことにより、引き続き効率的な実施体制を確保し、事業委託費を適正に積算することで収支均衡の維持を図り、安定的な経営に努めてまいります。

引き続きまして、公益財団法人山形県体育協会について御説明いたします。お手元の資料18ページを御覧ください。

初めに事業概要についてであります。本法人は、昭和48年に県及び市町村などの出捐により「本県のスポーツを振興し、明るく活力に満ちた地域社会の形成に寄与すること」を目的に、財団法人として設立され、平成24年に公益財団法人に移行したものです。法人の代表権は、資料の上の方に記載しております理事長が有しておりますが、県知事が会長職に就いております。

次に平成28年度の主な事業内容・実績ですが、生涯スポーツの推進、ジュニアスポーツの活性化については、公益財団法人日本体育協会の都道府県単位組織の立場から、県内全市町村の体育協会や県内競技団体などへの情報提供、一部団体への活動助成などを行ったほか、地域住民自らが協働して継続的にスポーツ教室などを開催する総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団に対し、情報提供やクラブ経営、事業の拡充手法を含めた運営指導などを行いました。これらの各団体との関係図を資料左下にお示ししております。各団体と連携し本県スポーツ振興を図っているところです。

競技力の向上に関する事業については、選手の育成・強化を含めた国体県予選会の開催や、国体への選手、スポーツドクターの派遣、そして、このたび本県を幹事県に、宮城県、福島県との3県で開催されました平成29年度全国高等学校総合体育大会・南東北インターハイにつきまして、本県14市町で開催された全9競技10種目について、各競技会場での競技運営を主管した本県の関係競技団体を統括する司令塔的な役割を、準備段階からしっかりと果たしていただいたところであります。

次に、検証結果ですが、(1)事業の意義については、先に申し上げたとおり、公益財団法人日本体育協会の都道府県単位組織として、本県のスポーツを総合的に統括することから、本県のスポーツ振興施策を、公共の理念のもとに隈なく推進するにあたって不可欠な法人であります。

(2)経営健全性については、県の補助事業のほか、特定資産の取崩しを行いながら運営している法人で、累積損失はないものの、当期純損失が続いておりますので、収支安定化を推進するため、運営計画(H27~31)の改定を行い、特定資産の計画的な管理と自主財源確保への新たな取り組みが必要と考えております。

(3) 費用対効果については、本県における幅広いスポーツの振興のみならず、スポーツ大会開催による交流人口の拡大と地域の活性化に大きく貢献しております。

最後に、課題と対応方針ですが、長期的な経営健全性を維持していくため、特定資産の計画的な管理と自主財源の確保を図る必要があります。このため、法人活動を支えるための県民気運の醸成を図り、事業に協賛くださる賛助会員の増に努めるほか、民間資金の導入なども含め、運営の安定化を図っていきたいと考えております。

(高橋和委員長)

続きまして、警察本部所管の公社等について御説明をお願いいたします。

(警察本部理事官)

公益財団法人山形県暴力追放運動推進センターについて、資料に基づき御説明いたします。資料 20 ページを御覧ください。

はじめに、事業概要でございます。設立目的は、「暴力団による不当な行為及び暴力団による不当な行為による被害者等に対する支援等に関する事業を行い、県民の暴力追放意識の高揚に資するとともに、暴力追放運動を推進し、もって暴力団を根絶して安全で平穏な山形県の実現に寄与する」ことであります。

事業については、「暴力団事務所撤去運動等支援事業」、「暴力団追放広報啓発事業」、「暴力団排除組織支援事業」、「暴力相談事業」、「離脱援助事業」、「不当要求防止責任者講習事業」などがあり、各事業の内容や実績については、資料にお示ししております。その実績の最たるものとして、平成 19 年から平成 28 年の 10 年間で、暴力団勢力を約 140 名減少させております。

次に、検証結果です。

(1) 事業の意義については、暴力団対策法に基づき、公安委員会から指定を受けた暴力団員による不当な行為の防止及び被害者の救済、離脱意思を有する暴力団員に対する離脱、社会復帰支援を行う県内唯一の団体であり、国の暴力団排除施策と一体となった効果的な事業を行うためには、県の関与が必要と認められます。

また、暴力団相談事業、暴力団による被害者の救援事業等は、専門的なノウハウが必要となる他、収益の得られない事業であるため、当法人による実施が適当です。

以上のことから、当法人の必要性はあると考えております。

(2) 経営健全性についてですが、平成 28 年度、当期純損失を計上しておりますが、これは保有している有価証券の評価額の変動によるものであり、事業による収支は均衡を引き続き維持しており、財務・経営状況に問題はありません。

県の財政関与は、講習会開催に係る業務委託料のみであり、損失補填、長期貸付金等はありません。債務超過、累積損失はなく、財政基盤は安定し、事業収支上は収支均衡を継続しており健全と認められます。

(3) 費用対効果については、暴力団組事務所撤去運動への支援、暴力追放県民大会の開催等、県内における暴力団排除及び暴力追放気運の高揚に貢献している他、県から委託されている不当要求防止責任者講習実施により、行政事務、企業活動等からの暴力団排除に成果を上げております。

一方、公社の運営についても、無報酬の非常勤相談員を委嘱するなど事業の効率化と人件費削減を図り、採算性と持続可能性を保持しており、費用対効果が認められます。

最後に、課題と対応方針であります。課題といたしましては、暴力団勢力は減少しましたが、未だに約 170 名が活動し、根絶に至っていないことから、暴力団員減少の推進としていきます。対応方針につきましては、暴力団追放の啓発や離脱意思のある暴力団員に対する離脱支援及び就労支援等を進めながら、暴力団員の減少に向け取り組

んでいくということでもあります。

(高橋和委員長)

それでは、教育庁所管の公社等の結果について協議をしたいと思います。

「山形県埋蔵文化財センター」について、御意見、御質問があればお願いいたします。

(佐藤亜希子委員)

このセンターについては、県の文化を継承していくために本当に必要な機関であると、事業概要を読んだだけで十分理解できて、非常に意義のある団体であると思います。もちろん、現状に甘んじることなく、対応方針として打ち出している累積損失の解消などは専門家の助言を元に進めていくべきだと思いますし、併せて、県民に対する広報にも今後力を入れて理解を広げていってほしいと考えております。

一つ別の視点として、文化財というのは観光との連携が今後可能となるのではないかと感じています。特に県内外、県内に向けても県外に向けても情報発信には山形ならではの部分が大きいので、良いコンテンツになると思います。観光とも連携しながら周知を進めていって、さらに事業意義を多くの人に理解してもらえるように努力していくことも必要ではないかと思えます。

(高橋和委員長)

他に御意見ありませんか。この累積損失の解消への道筋がどのくらい具体的にになっていくかというところがポイントだと思います。現段階では検討中ということですが、重要な事業であることは皆さん御認識いただいているようなので、委員会として事務局案の方向で妥当とすることでよろしいでしょうか。

では、「山形県埋蔵文化財センター」については、「妥当」といたします。

(高橋和委員長)

続きまして、「山形県体育協会」について協議を行います。御意見・御質問のある方はお願いいたします。

(清野洋輔委員)

私の子どももスポーツをやっているのですが、本当に身近な団体としてよく聞く名前だと思います。

質問ですが、各市町村に体育協会というのがあると思いますが、例えば大江町では、レクリエーション競技で言わせていただくとカローリングやキンボールなどをしたことがあります。やってみるとすごく面白いんですね。せっかくそういうものがあるのに、皆さん知らないと思います。こういう情報の発信は、各市町村の体育協会にお任せしているのか、それとも県の体育協会が自らしているのか。希望としては、例えばSNSなどで、若い人たちにもわかりやすく、こんなに面白いレクリエーション競技があるんだよということを発信いただければということをご期待しています。よろしくお願いいたします。

(教育次長)

各市町村で力を入れているスポーツといますか、そこから市民の皆様に広げて、盛んになっているスポーツがあると思います。県の体育協会としては、当然そういうスポーツ一つひとつがどんなスポーツかということをご把握しておりますが、県競技・レク団体も色々とありますので、一義的には各団体に情報発信をお任せしながらも、

県の体育協会でもそれらの団体と協力しながら、普及啓発に努めているという状況です。あらゆる裾野を広げていくという方向は必要ですので、そこはアンテナを高くして県体育協会として、競技の普及、振興に努めているという現状です。

(清野洋輔委員)

ちょっと関係ない話になるかもしれないと思うのですが、スポーツ県民歌があるとありますが、ああいうものをもっと普及していけないものでしょうか。本当に良い歌で、郷土愛を持てるような歌だと思っています。

(教育次長)

県教育委員会の立場としてお答えしますが、郷土愛の醸成において、県民歌やスポーツ県民歌、花笠踊り等は大事だと認識しております。しかし小さいお子さんから高校生に至るまで、県民歌もなかなか歌えない子供たちも多いということで、スポーツ県民歌も含めて、どうやって普及させていくかを市町村の教育委員会とも協議して、テコ入れしなければならないと思っています。

(清野洋輔委員)

期待しています。ありがとうございます。

(高橋和委員長)

他に御意見はよろしいでしょうか。この5期連続の純損失というのが大変気になっておまして、大丈夫なのかということはあるのですが、スポーツ関係の事業で収入を拡大していただいて、この純損失を出さないように、克服する道が示されると良いと思います。

体育協会については、事務局案の方向性で妥当とすることでよろしいでしょうか。では、「山形県体育協会」については「妥当」といたします。

(高橋和委員長)

次に、警察本部所管の公社等に移ります。「山形県暴力追放運動推進センター」について、協議を行います。御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

これは必要ということで、事務局案の方向で妥当とすることでよろしいでしょうか。

では、「山形県暴力追放運動推進センター」については「妥当」といたします。

(高橋和委員長)

以上、個別にやってまいりましたが、全体として何か御意見ございますか。

では、若干問題がある法人は問題点に留意しつつ、特に社会福祉事業団については様々な御意見が出ていますので、ぜひ御配慮いただきたいと思います。

それでは、公社等の総点検については、以上といたします。

次に議事(3)に移りますが、また席の入替えのために休憩を取りたいと思います。

● 2分休憩 (席の入替え)

(高橋和委員長)

では、続きまして、議事(3)の「山形県県有財産総合管理(ファシリティマネジメント)基本方針」の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

(管財課長)

管財課長の松田でございます。それでは私の方からお配りしておりますA3の資料3-1「山形県県有財産総合管理基本方針」の見直し案について御説明いたします。

まず「Ⅰ 基本方針全体の概要」ですが、この基本方針は経営的な視点に立って県有財産の総合的な管理・活用を図ることを目的として、平成26年12月に策定いたしました。

計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間で、「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」、「県有財産の有効活用」、「県有財産の総量縮小」の3つの柱に基づいて取組みを進めております。

次に「Ⅱ 目標の達成状況」ですが、1つ目の「県有財産の売却、有効活用による歳入 年2億円」につきましては、平成26年度以降、3億円以上の歳入を確保しております。

一方、2つ目の一般財産施設に係るトータルコスト、維持管理や設備の更新にかかる経費の合計ですが、その県民1人当たり負担額について平成25年度以下を維持するという目標につきましては、この度変更する実績額と比較しますと、平成26年度は300円、27年度は100円と、若干ですがそれぞれ上回っております。このため、目標達成に向けて今後さらに管理経費の縮減と長寿命化に取り組んでまいります。

次に「Ⅲ 改訂の必要性と主なポイント」ですが、平成26年度からの取組状況や情勢の変化を踏まえまして、所要の見直しを行っております。主なポイントとしましては、まず、1つ目の目標である県有財産の売却・有効活用による歳入について、年2億円から3億円に増額いたします。

2つ目の目標である、県民1人当たりのトータルコストにつきましては、平成25年度の金額を、概算による推計額20,600円から、実績額15,900円に変更するものです。

それから取組み方策の主なポイントは、施設の整備や運営についてPPP/PFI手法を優先的に検討するなど、民間活力を活用することや、個別施設毎の長寿命化計画であります個別施設計画を平成32年度までに策定することなどであります。

次に「Ⅳ 概況」ですが、現状としては、一般財産やインフラ資産について、一般財産の方は微減、インフラ資産については、舗装延長や供用など整備が進んでいる状況です。

課題としては、さらに老朽化が進行していることが挙げられます。

これまでの取組みといたしましては、インフラ資産については長寿命化計画の策定が進められておりまして、計画に基づき維持管理が実施されております。一般資産については、企業広告の掲出などによる有効活用や、戸建公舎の集約など、総量縮小にも取り組んでおります。

それから更新費用の推計につきましては、再試算いたしました。その結果、今後30年間に要する更新費用は、一般財産は2,657.7億円、インフラ資産は3,018.7億円。こちらは前回の集計と比べますと、それぞれ減額となっております。

次に「Ⅴ 具体的な取組み方策」ですが、1つ目の柱であります「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」では、一般財産については県有建物長寿命化指針に基づく計画的な保全を推進していくこと、また、日常の点検管理に関する手引きの作成など、施設管理者への技術面でのサポート体制強化を図ってまいります。

インフラ資産については、今年度運用を開始した「山形県道路橋梁メンテナンス統合データベースシステム」、あるいは市町村の道路の「点検業務の地域一括発注」などを通じて経費縮減、効率的なメンテナンスサイクルの実現を図ってまいります。

それから施設の整備や運営につきましては、指定管理者制度やPPP/PFI手法の導入を優先的に検討してまいります。

2つ目の柱である「県有財産の有効活用」では、引き続き民間等への貸付けや転用を進めてまいります。

3つ目の柱である「県有財産の総量縮小」。こちらは多様な手法により未利用県有地の売却を促進することや、施設アセスメントを実施して施設の集約化、転用等の推進を図ってまいります。

次に「VI 推進体制等」ですが、こちらは職員を対象としたファシリティマネジメント研修会を実施するほか、財務事務所等の国の機関や市町村との連絡協議会等を通して財産に関する情報の共有や連携による有効活用を図ってまいります。

また、この間、長寿命化改修に対する起債制度が新設され、制度が確立されましたので、それらの活用を含めまして政府の各種補助金・交付金や起債など、有利な財源を積極的に活用してまいります。これと共に政府からの要請を踏まえまして、個別施設計画を平成32年度までに策定して計画的な維持管理を実施してまいります。

さらに新たな地方公会計制度が導入されますので、これにより得られるデータについて、他団体との比較等、活用手法を検討してまいります。

最後に各取組みの推進工程ですが、新たな行革プランに向けて、平成29年度から平成32年度までの4年間の取組みについて工程表を作成し、取組みを推進してまいります。

以上が概要ですが、今後のスケジュールとしましては、県議会での報告あるいはパブリック・コメントを実施したうえで、11月には改訂版を作成したいと考えております。以上です。

(高橋和委員長)

ありがとうございました。

では、ただいまの御説明について、委員の方から御意見、御質問があれば、御発言をお願いします。

(岡田新一委員)

全体的には了解しました。意見として、具体的な取組方策のところ、大きい項目1番、2番、3番がございますけれども、この2番の県有財産の有効活用のところと、3番の(1)で未利用地の売却という関係について、その場に応じた判断になるかと思いますが、売却も必要ですけれども、有効活用なども積極的に検討した方が良いのではないかと思います。

(尾形律子委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、右側のページの2番です。県有財産の有効活用の(1) 余裕スペース等の有効活用というところがあるのですが、こういう情報はどこで知ることができるのでしょうか。

(管財課長)

一般競争で公募する際には色々な手法で公表していますが、例えば、空きスペースについては、まず市町村の方で借りたり、個別の団体に借りていただいたりしている場合が多い実績がございます。一般的に募集して、というところまではまだ至っていない状況です。

(尾形律子委員)

今後は募集していかれるのでしょうか。

(管財課長)

募集するかどうかについては、庁舎管理上の問題もございまして、少し慎重に検討したいと思います。それぞれの庁舎管理者の方とよく相談しないと。

(尾形律子委員)

私たち民間ベースで考えると、こういったところでPRできるような機会があれば、皆さんこぞって応募なさるのではないかと思うのですが。ぜひよろしく願いいたします。

(高橋和委員長)

最初の情報公開の問題と非常に強く結びついているところだと思います。きちんと情報公開していただけると民間の方も知恵を出しやすいというところで、うまく両輪で動いていただけるとありがたいなと思います。

他に御意見はありますか。

(高橋和委員長)

1点だけお伺いしたいのですけれども、トータルコストのところ、県民1人当たりの負担額というときに、これは計画期間が平成35年まであるわけですけれども、人口減というのはどれくらい見込んでいるのでしょうか。

(管財課長)

人口減少は、平成32年度には9.1%減少するという国立社会保障人口問題研究所の推計データを基にしていますので、コストの方をそれ以上に節減、縮減していかないと目標達成できないこととなります。

(高橋和委員長)

人口減が9.1%、合計1割近くが去っていくとすると、財源の縮小と、あとはおそらく極端に減っていくところと逆に増えていくようなところもあるので、その辺りを一括して管理というよりは、メリハリのある管理の仕方も考えていく必要があるのかなと思います。

(高橋和委員長)

他に御意見ないでしょうか。

やはり、ファシリティマネジメントにおいても、ぜひしっかりと情報公開しながら、県民と意見交換しながら進めていただければと思います。

では、本日の議題はこれで終わりですけれども、事務局の方から何かございますでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(高橋和委員長)

委員の皆さんの方から何かございますでしょうか。

特になければ、以上で本日の議事を終了といたします。議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

4 閉 会

(事務局)

皆様お疲れ様でございました。なお、次回の委員会の開催につきましては、後ほど日程をお諮りさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

ここで大森総務部長より一言御礼を申し上げます。

(総務部長)

委員の皆様、本日は、長時間にわたり、こちらから提示させていただいた議題が盛り沢山でしたので少しオーバーしましたけれども、様々な御意見、御質問をいただきましてありがとうございます。

「情報公開・提供の検証、見直し」につきましては、県民のための県の行政サービス、そのための情報であるということで、原則情報公開とか、わかりやすくスピーディーな開示、併せて手続きを簡素にしてほしいという御意見をいただいたものと思っております。

こういった論点を踏まえて、県としましては、県政について県民への説明責任を果たし、また、県政に対する御理解と信頼を深められるように、しっかりと検証、見直しに取り組んでまいりたいと思っております。

「公社等の総点検」につきましては、幾つか経営上の課題について御指摘いただいたところですが、各法人の今後の方向性について「妥当」であるとの結論を頂戴しまして、ありがとうございます。

また、設立目的に照らしてもっとしっかり事業の効果という上での「頑張れ」というような応援の声もいただいたかと思えます。

今後、これについては、この案を踏まえて、知事を本部長といたします「行財政改革推進本部」で協議・決定してまいりますけれども、しっかりと各法人を指導してまいります。

また、最後の「県有財産総合管理基本方針の見直し」につきましては、有効活用、あるいはトータルコストの問題がなかなか大変だという御指摘をいただいたところですが、こういった御意見を踏まえて、しっかりと整理をし、パブコメもしますけれども、最終的な形としてまいりたいと考えております。

次回につきましては、今回の残りの部分の公社等の総点検について御議論いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(事務局)

以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

以上